

医療法人は、 病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます！

医療法人は、

これまでの事業報告書等とは別に、

令和5年8月以降に決算期を迎える法人から

毎年、会計年度終了後、原則、3ヶ月以内（※1）に都道府県へ

病院・診療所ごと（※2）の経営情報を報告することになります。

（※1）医療法第51条第2項に該当する大規模な医療法人は4ヶ月以内

（※2）介護施設・事業所も令和6年4月以降、医療法人と同様に報告を義務付け予定

報告方法は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）で報告できます。

その他、都道府県の担当者への郵送でも報告できます。

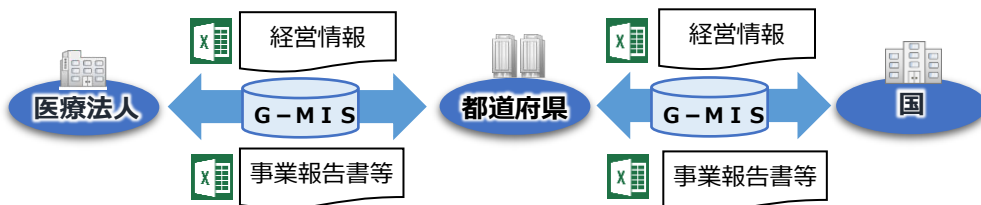
これまでの事業報告書等もG-MISで届出できます。

経営情報は、国の管理下でデータベース化し、医療政策等に活用します。

その他、分析結果は、国民への医療政策の理解のため情報提供を行います。

ただし、報告いただいた個別の医療機関の情報は公表いたしません。

これからは経営情報の報告も必要（イメージ）



- ✓ G-MISから入手した報告様式をアップロード
- ✓ 誤記等があれば都道府県からメールで通知
- ✓ 国で医療提供体制への政策の検討等に活用

経営状況に関する情報

経営状況に関する情報（病院）

医療法人整理番号	法人番号	病区分・外支管理番号	医療機関コード
法人名	病院名	役員数(人)	職員数(人)
病院所在地 都道府県	市区町村	町域	二次医療圏
消費税の経理方式	科目	金額	単位
01 医療収益	入院診療収益		
01-01	保険診療収益(患者負担含む)		
01-02	公費等診療収益		
01-03	その他の診療収益		
02 室料差額収益	外来診療収益		
02-01	保険診療収益(患者負担含む)		
02-02	公費等診療収益		

職種別給与情報に関する情報

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院）

医療法人整理番号	法人番号	病区分・外支管理番号	医療機関コード
法人名	病院名	役員数(人)	職員数(人)
病院所在地 都道府県	市区町村	町域	二次医療圏
「病床施設報告」報告の有無	職種	給与総額	人数
	常勤職員	給与総額	人数
	非常勤職員	給与総額	人数
	常勤職員と非常勤職員を区分できない場合	給与総額	人数
	医師		
	歯科医師		

具体的な手続きは、厚生労働省HPをご確認ください。



経営情報の報告について



G-MISでの報告方法について